

児童扶養手当所得制限限度額

◆ 手当額 【令和3年度】

	全部支給	一部支給
本体額(第1子)	43,160円	43,150円～10,180円
第2子加算額	10,190円	10,180円～5,100円
第3子以降加算額	6,110円	6,100円～3,060円

一部支給は、次の算式により算出され、所得に応じて10円きざみの額となります。

本体額 = 43,150円 - (受給者の所得額 ※1 - 所得制限限度額 ※2) × 0.0230559

第2子 = 10,180円 - (受給者の所得額 ※1 - 所得制限限度額 ※2) × 0.0035524

第3子以降 = 6,100円 - (受給者の所得額 ※1 - 所得制限限度額 ※2) × 0.0021259

10円未満は四捨五入

※1 収入から給与所得控除後の年間所得額に、養育費の8割相当額を加算した額です。

※2 所得制限限度額には、次の表の全部支給の限度額(左列)が適用されます。

また、所得制限限度額は次の表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じて額がかわります。

所得税法上の 扶養親族等の数	本人(受給者)		孤児等の養育者、 配偶者及び扶養義務者の 所得制限限度額
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

- (注)
- 1 所得金額から社会保険料等相当額として一律8万円が控除されます。
 - 2 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を算入した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
 - 3 所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合には、上記の額に次の額を加算した額が各限度額となります。
 - (1) 本人の場合は、
 - ① 70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ② 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の所得税法に定める控除対象扶養親族1人につき15万円
 - (2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
 - 4 扶養親族が6人以上の場合には、1人につき38万円を加算した額が各限度額となります。
 - 5 養育者のうち、現に婚姻していない方で、所得金額等の要件を満たしている場合には、寡婦控除もしくはひとり親控除の適用があったものとみなして、限度額の計算を行うことができます。

◆ 一部支給停止措置(減額)について

平成20年4月から、児童扶養手当の一部支給停止措置(減額)が開始されました。

措置の対象となるのは、父又は母である受給資格者が、手当を受けてから5年以上を経過するなどし、障害や疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就労意欲が見られない人です。

この場合、手当額の2分の1が減額されます。

手当を受けてから5年以上を経過するなどした人は、就労状況などの確認書類の提出が必要となりますので、該当者には書類を送付します。期限までに提出されない場合、手当額が減額となりますのでご注意ください。

児童扶養手当の申請者の皆様へ

[児童扶養手当の申請にあたって]

児童扶養手当を申請されるにあたって、特に注意して頂く事項を記載していますので、申請書を記入される前に、この説明書を必ずご一読ください。

児童扶養手当の趣旨

○ 児童扶養手当は、離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

この手当は、国民の税金をもとに支給していますので、手当の申請、受給は正しく行っていただく必要があります。

父親又は母親からの養育費の所得算入と児童扶養手当の額について

○ 離婚しても、別れた父親又は母親の児童に対する扶養義務がなくなるわけではなく、父親又は母親は児童を扶養するための養育費を支払う義務があります。

児童の父親又は母親からの養育費は所得として算入しますので、養育費の有無を確認するために、「養育費等に関する申告書」を申請時に提出して頂いています。

なお、養育費を受けている場合は、それだけ家計の収入が増えることから、児童扶養手当が減額または全額停止になる場合があります。

○ 児童扶養手当額は所得の額に応じて、10円単位できめ細かく細分化されています。

適正な受給のための調査について

○ 児童扶養手当の受給が開始となった（認定となった）場合は、児童扶養手当法第28条に基づき、毎年現況届やその他の書類を提出していただく事になります。

しかし、当該書類だけでは、児童扶養手当を適正に支給するための確認が取れない場合は、児童扶養手当法第29条に基づき別途調査をさせていただくことがあります。

調査の内容は、受給資格の有無（例：同居している方や生計を維持している方の有無の調査）、収入の状況などについてです。

その際、皆様へ質問したり、別の書類の提出（住居の賃貸借契約書の写し、預金通帳の確認）を求めたりするなど、皆様のプライバシーに立ち入る場合がありますが、調査の結果については、秘密を厳守いたしますので、ご安心頂き、調査にご協力いただくようお願いします。

ご注意

1. このような調査に応じて頂けない場合は、児童扶養手当法第14条に基づき、手当額の全部又は一部を支給しないことがあります。
2. 必要な書類を提出していただけない場合は、児童扶養手当法第15条に基づき、手当の支払を差し止めることがあります。
3. 偽りの申告などの不正な手段で手当を受給した場合は、児童扶養手当法に基づいて次のような措置を行うことがあります。

① お支払いした児童扶養手当をさかのぼって返還していただくことがあります。

（児童扶養手当法第23条）

② 3年以下の懲役、又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

（児童扶養手当法第35条）